90051

〔別　紙〕

様式１

事　業　報　告　書

（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月３１日）

１　医療法人の概要

(1) 名　　称　医療法人元洋会

①　□ 財団　■ 社団（ □ 出資持分なし　■ 出資持分あり ）

②　□ 社会医療法人　□ 特定医療法人　□ 出資額限度法人

■ その他

③　□ 基金制度採用　■ 基金制度不採用

注）①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。（会計年度内に変更があった場合は変更後。）

(2) 事務所の所在地　山口県下関市宮田町２丁目８番２０号

注）複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日　昭和５４年８月１４日

(4) 設立登記年月日　昭和５４年８月２８日

(5) 役員及び評議員

	氏　　名	備　　考
理事長	森山　秀樹	
理　事	綾田　妙子	
同	森山　日登美	
同	森山　昌俊	
同		
同		
同		
監　事	益田　琢冶	
同		
評議員		
同		
同		

注）１．「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

２．理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第４６条の５第６項参照）

３．評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第４６条の４第１項参照）

2　事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第４２条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	森山病院	３５０１１３２７１	山口県下関市宮田町２丁目８番２０号	医療療養病床８６床
介護医療院	森山病院介護医療院	３５Ｂ０１００００６０	山口県下関市宮田町２丁目８番２０号	入所定員４８名

注）１．地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

２．療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[　　]書で記載すること。

３．介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第４２条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
森山病院 居宅介護支援事業所	山口県下関市宮田町 ２丁目８番２０号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【　　】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第４２条の３第１項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和６年５月２７日　　令和６年度決算の決定

令和６年３月２２日　　令和７年度の事業計画及び収支予算の決定

注）(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注）１．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

２．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

無し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

無し

(9) その他

注）当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

１法人名：医療法人　元洋会

所在地：山口県下関市宮田町２丁目８番20号

財　産　目　録

（令和７年３月31日現在）

１．　資産額：　1,456,449千円

２．　負債額：　88,881千円

３．　純資産額：1,367,568千円

（内訳）　（単位：千円）

区分	金額
A：流動資産	765,004
B：固定資産	691,445
C：繰延資産	0
D：資産合計(A+B+C)	1,456,449
E：負債合計	88,881
F：純資産(D-E)	1,367,568

土地：法人所有
建物：一部法人所有、一部賃借

様式３－１

法人名　医療法人　元洋会
所在地　山口県下関市宮田町2-8-20

※医療法人整理番号

貸　借　対　照　表

（令和7年３月３１日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 流動資産	765,004	Ⅰ 流動負債	60,384
現金及び預金	639,708	買掛金	12,912
保険未収金	108,127	未払金	19,377
自由診療未収入金	0	短期借入金	0
未収入金	4,345	預り金	4,605
医薬品	2,704	未払費用	0
前払費用	615	未払法人税等	203
その他の流動資産	10,154	未払消費税等	420
徴収不能引当金(△)	649	前受金	0
Ⅱ 固定資産	691,445	貸倒引当金	25
1 有形固定資産	643,451	賞与引当金	22,842
建物	654,375	その他の流動負債	0
建物付属設備	422,926		
構築物	124,211	Ⅱ 固定負債	28,497
土地	269,046	長期借入金	0
医療機器	166,206	退職給与引当金	28,497
器具・備品	45,251		
車両及び船舶	8,620		
その他有形固定資産	8,602		
減価償却累計額(△)	1,055,786	負債合計	88,881
2 無形固定資産	392	純資産の部	
ソフトウェア	0	科目	金額
電話加入権	392	Ⅰ 資本金	45,860
3 その他の資産	47,602	Ⅱ 資本剰余金	0
出資金	15	Ⅲ 利益剰余金	1,321,708
敷金	21	任意積立金	1,315,000
支払保証金	50	繰越利益剰余金	6,708
長期前払費用	46,878		
保険積立金	608	Ⅳ 評価・換算差額等	0
リサイクル預託金	30	その他有価証券評価差額金	0
Ⅲ 繰延資産	0	繰延ヘッジ損益	0
入会金	0	純資産合計	1,367,568
資産合計	1,456,449	負債・純資産合計	1,456,449

（注）１．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

２．社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

３．経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式４－１

法人名　医療法人　元洋会
所在地　山口県下関市宮田町2-8-20

※医療法人整理番号						

損　益　計　算　書

（自　令和6年４月１日　　至　令和7年３月３１日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
Ⅰ　事　業　損　益		
Ａ　本来業務事業損益		
１　事　業　収　益		707,622
２　事　業　費　用		763,981
本来業務事業利益		△ 56,359
Ｂ　附帯業務事業損益		
１　事　業　収　益		8,717
２　事　業　費　用		7,613
附帯業務事業利益		1,104
Ｃ　収益業務事業損益		
１　事　業　収　益		0
２　事　業　費　用		0
収益業務事業利益		0
事　業　利　益		△ 55,255
Ⅱ　事業外収益		
受　取　利　息	31	
その他の事業外収益	37,784	37,815
Ⅲ　事業外費用		
支　払　利　息	0	
その他の事業外費用	26,556	26,556
経　常　利　益		△ 43,996
Ⅳ　特　別　利　益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	3,512	3,512
Ⅴ　特　別　損　失		
固定資産売却損	1,002	
その他の特別損失	0	1,002
税引前当期純利益		△ 41,486
法人税・住民税及び事業税	203	203
法人税等調整額	0	0
当　期　純　利　益		△ 41,689

（注）１．利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

２．表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失をを示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監事監査報告書

医療法人　元洋会
理事長　森山　秀樹　殿

私は、医療法人元洋会の令和６年度（令和６年４月１日から令和７年３月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、業務報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

（１）　事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。

（２）　会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。

（３）　計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。

（４）　理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和７年５月19日
医療法人　元洋会

監事　益　田　琢　治